

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月26日

住 所 宮城県仙台市泉区泉ヶ丘三丁目13番20号

事業者名 宮城交通株式会社

代表者名 代表取締役社長 青沼 正喜

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両において、2018年度末時点のノンステップバス導入率は55%です。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバス導入を推進し2020年度末までに国が推奨する70%を超える導入率となります。
(2) 教育訓練等に関する事項
・高齢者・障がいに対する理解を深めるため、ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験させ、利用者が安心して乗車できるよう教育を実施しています。この教育をブラッシュアップし継続していきます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバス43台導入(2019~2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車両の配置	車いすのお客様のバス利用が円滑に図れるよう、予め営業所に連絡を頂き、バリアフリー対応車両を配置しスムーズに対応できる体制を整えます

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における情報提供	・車外行先表示器において白色LED化を推進し、視認性を向上させます。(2017年導入の新車から取り組んでおり、継続して推進する)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	乗務員を対象とした高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する研修を行い、技術向上を図ります

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の多い停留所に上屋を設置します(2019年度)</li> <li>・市町村の地域交通計画の策定にあたり、更なるバリアフリーの推進に向け必要な協力を行います</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V その他計画に関連する事項

なし
----

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。